

大内中学校防災マニュアル



真岡市立大内中学校

作成の趣旨

昨今の異常気象等により、学校管理下における自然災害等へのより緻密な対応が必要となっている。本校独自の危機管理マニュアルをベースに災害のタイプごとに迅速かつ安全な避難行動を誘導できるよう本マニュアルを作成する。また、登下校時の生徒を自然災害から守り、より安全な学校生活を確保できるよう作成する。

目次

- (1) 日常的な学校の防災活動 … p3
- (2) 学校災害対策本部の組織 … p5
- (3) 震災対応マニュアル…p6
- (4) 火災対応マニュアル…p10
- (5) 水害対応マニュアル…p12
- (6) 龍巻対応マニュアル…p15
- (7) 登下校時の災害マニュアル…p18
- (8) ジーアラート対応マニュアル…p19

(1) 日常的な学校の防災活動

日ごろの安全教育及び安全管理を推進し、また、災害が発生した場合において、速やかに生徒等の安全確保を図るため、次の事項について定める。

学校防災委員会の設置

- 適切な安全指導及び施設
- 学校の防災体制の推進に必要な計画を検討、策定し、実施する。
- 委員長は校長、副委員長は教頭とする。
- 安全教育係は災害対応マニュアル、学校災害対策本部組織等の整備、資料・情報収集、記録などを行う。
- 安全点検係は施設・設備の点検などを定期的に行う。
- 安全指導係は防災教育・避難訓練、防災用具の取り扱い研修の企画を行う。
- 養護教諭は応急手当の取り扱い指導などを行う。

大内中学校防災マニュアルの作成および改善について（教頭・安全指導係）

- 安全指導係は教頭指導のもと、防災マニュアルを作成し、隨時改善する。
- 大内中学校防災マニュアルには災害の状況別の具体的対策を示す。
- 生徒等の安否確認、保護者への引渡し計画を明確にする。
- 関係機関への連絡体制の整備をする。

日常における学校施設・設備の点検・改善（教頭・安全点検係）

- 教頭を中心に全教員が日常から施設・設備の安全に注意を払い、改善する。
- 安全点検係を中心に月に一度、安全点検を実施する。
- 教頭は消防法に基づく点検・整備を実施する。
- 学校保健安全法施行規則28条に基づく点検・整備を実施する。

防災上必要な用品等の点検・整備（教頭）

- 教頭を中心に保管場所の把握を日常からしておく。
- 校長印、学校沿革史、卒業台帳、指導要録、人事関係書類など重要書類等の適切な保管・管理を行う。（校長室耐火書庫）

避難経路・避難場所の想定及び確認について（教頭・安全指導係）

- (安全指導係)は教頭指導のもと、災害状況別に具体的な避難方法および第一次避難場所、第二避難場所を設定・確認しておく。
- 教職員および生徒との情報共有を日常的に図る。
- 避難訓練の際に明らかになった不備、不都合に関しては隨時改善を図る。

防災教育の実施について（安全指導係）

- 「自分の命は自分で守る」ということを基本に、必要な知識・技能・態度を育成するための防災教育を、避難訓練とは別に、実施する。
- 関係機関と連携し、多様な状況を想定した避難訓練を実施する。
- 防災研修を実施する。

情報・連絡(災害時の一斉メール等)体制の整備について(教頭、情報教育係、安全指導係)

- 教頭と情報教育係、安全指導係が連携し、情報の一元管理と円滑かつ的確な伝達方法の整備を進める。
- 学校内における情報の管理・連絡体制や災害時に連絡すべき機関のリストアップなど、情報連絡体制の整備を進める。
- PTAと災害時の協力体制、緊急連絡方法の協議を進める。

家庭・地域との連携について(教頭、安全教育係)

- 大内中学校防災マニュアルをHPに掲載し、災害発生時の生徒等の動向、学校の対応などをあらかじめ知らせておく。
- 在校時災害における学校への連絡方法の周知や在校時外の方法にかかる協力の要請が円滑に行われるよう、学校の対応をあらかじめ知らせておく。

学校防災委員会組織一覧

委員長	校長	副委員長	教頭
安全指導係（災害安全指導・避難訓練）		安全教育係・教務	
安全点検係（生活安全指導）		養護・安全教育係	
応急手当主務者		養護	
情報・視聴覚教育係		情報教育係（教務）	

(2) 学校災害対策本部の組織

災害の規模・被害の状況等を踏まえ、原則として職員室に学校災害対策本部を設置し、学校として組織的な災害対応に当たる。

消防計画で定める自衛消防組織に基づき、実情に応じた組織を編成し、職員の共通理解を図っておく。

大内中学校災害対策本部

○本部長（校長）：対策本部の総括、意思決定を行う。

○副本部長（教頭）：本部長との連携を図り、連絡・報告、調整を行う。

教職員は、生徒の安全確保・救護を第一に行い、生徒の安否の確認を優先して行う。

組織分担	行動内容	主となる担当者
通報班	○災害情報の収集 ○警察・消防等への通報連絡 ○マスコミ、保護者等への対応	（事務、教頭、用務員） 主務者：事務
避難誘導班	○避難誘導 ○生徒等の安全確保 ○生徒等の下校引き渡し ○引渡し時の保護者への連絡	（学年主任、教諭） 主務者：安全教育係
救護（防護安全）班	○生徒等の被災者の救護	養護（学年主任） 主務者：養護
消火班	○消火 ○校舎・体育館の被害状況の点検 把握、危機回避 ○通学路等の被害状況把握	（教頭、学年主任） 主務者：教頭 *教頭の指示があった職員は 消火活動にあたる。
搬出班	○重要書類の搬出保管	（教務、職員室にいる教職員） 主務者：教務

* 主となる担当者の（ ）の次に来る者が、主務者不在時には対応する。

(3)震災対応マニュアル

学校概要、危機管理マニュアルをベースに生徒の安全確保から、保護者への引渡しまでのスムーズな職員の動向を共通理解する目的で、基本対応を以下にまとめた。

事態	職員の行動	主務者	生徒の行動と注意点
地震発生	○情報の把握	教頭	
生徒の安全確保	○的確な指示 ○負傷者の確認、配慮生徒への対応 ○火災等の二次災害の防止・対応 ○消防への通報	担任 教科担当 教頭 消火班 事務	○頭部の保護、机の下への避難、机の脚を両手でしっかりと押さえる。 ○その場を不意に動かない。
第一次避難場所（校庭南側）への避難決定と指示	○避難経路の安全確認 ○全校避難指示	安全教育係 教頭	○避難誘導指示を聞きつつ行動し、安全を自分で確認しながら避難行動を開始する。
避難	○避難誘導 ○負傷者搬出 ○出席簿の持ち出し	担任 教科担当	○「もおかし」の厳守 * 職員は可能な限り、ハンドマイク、ラジオ、携帯電話、筆記用具、引渡しカード、マニュアル、救急薬品、旗なども持ち出す。
避難後の安全確保	○人員確認 ○生徒の不安への対処 ○負傷者の確認と応急処置および関係機関への連絡	担任 養護	* 人員確認は担任（学年主任）が生徒の肩をたたきながら確実に行う。 * 負傷者のある場合に備えて、養護教諭は救急薬品、携帯電話を持ち出す。
災害対策本部の設置	○生徒の安全確保が整った時点で、以後の対応における役割確認と校長による業務指示を行	校長	* 生徒の安全を確保後、次の点を速やかに確認する。 1. 避難場所の確保 2. 学校施設・通学路の点検 3. 二次災害等の情報収集

	う。		4. 保護者への周知 5. 状況に応じた外部機関への支援要請。
避難後の対応決定	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の避難後の対応について決定する。 ○非常食、飲料水、毛布等の手配を進める。 ○一斉メール 	校長 担任外の職員 教頭	<ul style="list-style-type: none"> *被害が発生した場合（震度5弱以上が目安）は、保護者引渡し。 *生徒の避難後の対応は引渡しカードにしたがって行動をする。 *<u>建造物内には戻さない。</u> *冬場の場合は暖房の準備を速やかに行う。
保護者への引渡し	<ul style="list-style-type: none"> ○迎えに来た人を生徒に確認させ、帰宅させる。 ○学校の西、南、北（道路から本校への進入路）にそれぞれ職員を配置し交通の整理を毅然として進める。 	学年主任 教務	<ul style="list-style-type: none"> *主務者の確認なく、引渡しを行わない。（各クラスの担任が適宜、主務者に状況報告する。） *引渡しができない場合は、第一次避難場所で生徒を保護する。（建造物内は危険）

* 日ごろから、こちらのマニュアルを念頭において各職員は有事に備える。

* 本文中にある主務者は在校時の代表者を意味し、不在等の時には校長の決断、教頭の指示のもと各教員が適材適所で職務に当たる。

* 従って、主務者が不在かつ有事の際に、個人の意思で不意な活動を進めることは、二次災害等への発展を招くため、あらゆる情報は教頭に集め、教頭の指示により組織を臨機応変に編成していく。

上記3つの*は（4）～（7）すべての項に適用される。

被災状況別の対応例

ア 授業中

※避難経路の確認、避難の指示は教頭（教務あるいは職員室で待機中の教職員）が行う。

場所	個別事項	共通事項
普通教室	○机の下にもぐらせ、机の脚を両手で しっかり持つように指示。	○教師の指示による安全確保の的確 な指示 ①教材等による頭部の保護。 ②窓や壁際から離れさせる。 ③天井の崩落に注意させる。
特別教室	○実験中であれば、危険回避の指示 (ガス、薬品、熱)	○火気使用中であれば消火する。
体育館	○中央に集合させ、体を低くするよう 指示（授業 内容や体育用具の位置に よっては、壁に寄り添う 場合もある）	○生徒等の人員等状況確認や周囲の安 全確認 ○余震や二次災害に備え、生徒等を 落ち 着かせる。
校庭	○建物から離れ、中央に集合させ体を 低くするように指示	○避難場所を決定し、指示を出す。 ○二次避難をする場合の指示・誘導
プール	○速やかにプールから移動させ、フェ ンス際に寄るように指示 ○避難準備(靴を履き、衣類やバスタオ ルで身を守る)	

【指示例】

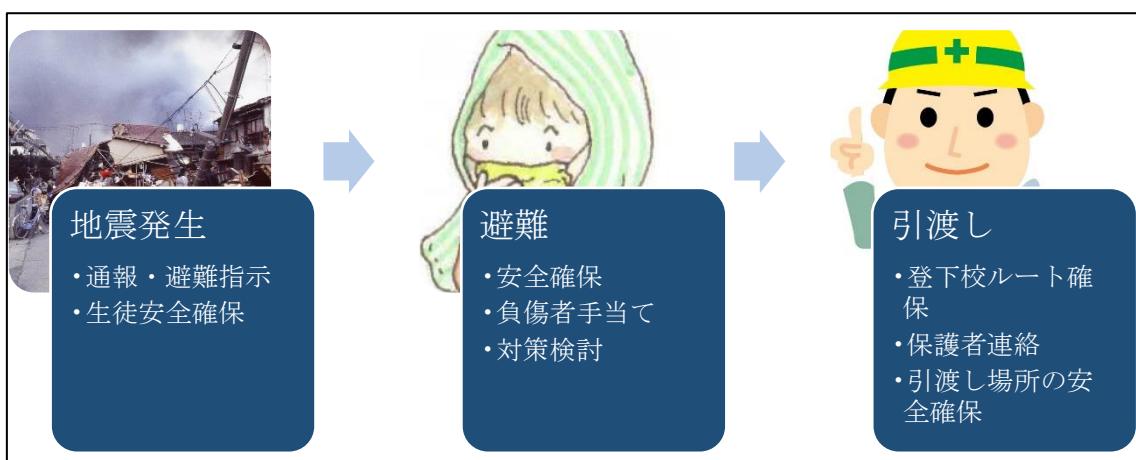
- ①「落ち着きなさい。被害が予想されます。壁や窓から離れ、机の下にもぐりなさい。両手で机の脚をもち、頭を守りなさい。上着やカバンなどで頭を守りなさい。落ち着いて、次の指示を待ちなさい」
- ②「落ち着きなさい。被害が予想されるので、校庭に避難しなさい。声を出さず、校舎内は走らず、静かに避難しなさい。上からの落下物に気を付けながら、落ち着いて指示に従って校庭（体育館）に避難しなさい。」

イ 教師と生徒等が離れている場合

(始業前、休み時間、放課後等)

場所	生徒等の行動	教職員の対応
階段 廊下 トイレ等	<ul style="list-style-type: none"> ○揺れている間は、上着やカバン等で頭部を保護してじっと待機する。 ○落下物や倒壊物に気をつける。 ○揺れが収まり、教師の指示に従い、校舎外避難場所に避難する。 ○周囲の安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校指示（揺れが収まるまで、頭部を保護して 教職員が到着するまで待機するように指示） ○教職員は分散して生徒等の安全確保、指示・誘導 ○校舎外にいる生徒等の安全確保、負傷者の応急手当 ○液状化の発生有無の確認と避難場所の決定および周知
校庭等	<ul style="list-style-type: none"> ○建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れる ○揺れが収まるまで、後頭部を保護し、広い場所の中央で待機する。 	

上記被災対応例は（4）～（7）すべての項に適用される。

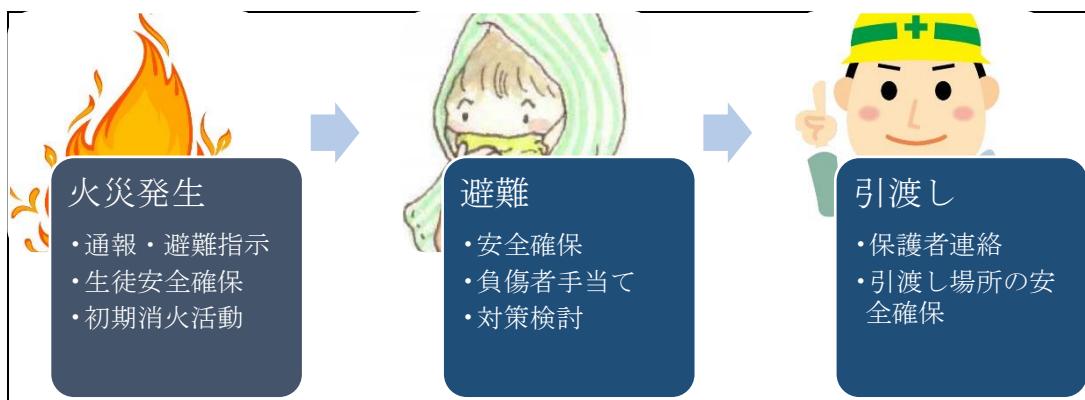


(4)火災対応マニュアル

学校概要、危機管理マニュアルをベースに生徒の安全確保から、保護者への引渡しまでのスムーズな職員の動向を共通理解する目的で、基本対応を以下にまとめた。

事態	職員の行動	主務者	生徒の行動と注意点
火災発生	○情報の把握 ○出火ポイントの確定と初期消火の指示 ○消防への通報	教頭 消防班 事務	
生徒の安全確保	○放送による指示 * 通報と同時進行 ○負傷者の確認 ○配慮生徒への対応 ○二次災害の防止・対応	教務 担任 教科担当 全職員	○その場を不意に動かない。 * 放送機材が破損の場合は、教頭の指示で職員室にいる教員が避難指示を口頭で伝える。
第一次避難場所（校庭南側）への避難決定と指示	○避難経路の安全確認 ○避難誘導 ○負傷者搬出 ○出席簿の持ち出し * 可能な限り、ハンドマイク、ラジオ、携帯電話、筆記用具、引渡しカード、マニュアル、救急薬品、旗なども持ち出す。	安全教育係 教科担任 各学年主任 (生徒指導)	○避難誘導指示を聞きつつ行動し、安全を自分で確認しながら避難行動を開始する。 ○「もおかし」の厳守 ○身を低くし、ハンカチを口に当てる。 煙の吸入が一番危険！
第二次避難場所への避難決定と指示	○風向きによっては二次避難場所への避難指示をだす。	教頭	
避難後の安全確保	○人員確認 ○生徒の不安への対処 ○負傷者の確認と応急処置および関係	担任 養護	* 人員確認は担任（学年主任）が生徒の肩をたたきながら確実に行う。 * 負傷者のある場合に備えて、養護教諭は救急薬品、

	機関への連絡		携帯電話を持ち出す。
災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の安全確保が整った時点で、以後の対応における役割確認と校長による業務指示を行う。 	校長	<ul style="list-style-type: none"> * 生徒の安全を確保後、次の点を速やかに確認する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難場所の確保 2. 学校施設・通学路の点検 3. 二次災害等の情報収集 4. 保護者への周知 5. 状況に応じた外部機関への支援要請。
避難後の対応決定	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の避難後の対応について決定する。 ○非常食、飲料水、毛布等の手配を進める。 ○一斉メール 	校長 担任以外の職員 教頭	<ul style="list-style-type: none"> * 生徒の避難後の対応は引渡しカードにしたがって行動をする。 * 大内中での引き渡し、大内中央小での引き渡しの2パターンある。 * 冬場の場合は暖を取れる段取りも速やかに行う。
保護者への引渡し	<ul style="list-style-type: none"> ○迎えの保護者を確認しながら、生徒を帰宅させる。 ○学校の西、南、北にそれぞれ職員を配置し、交通の整理を毅然として進める。 	学年主任 教務	<ul style="list-style-type: none"> * 引渡しカードに記載の受け渡し方法以外はとらない。 * 主務者の確認なく、引渡しを行わない。 * 引き渡しができない場合は、避難場所で生徒を保護する。（建造物内は危険）



(5)水害対応マニュアル

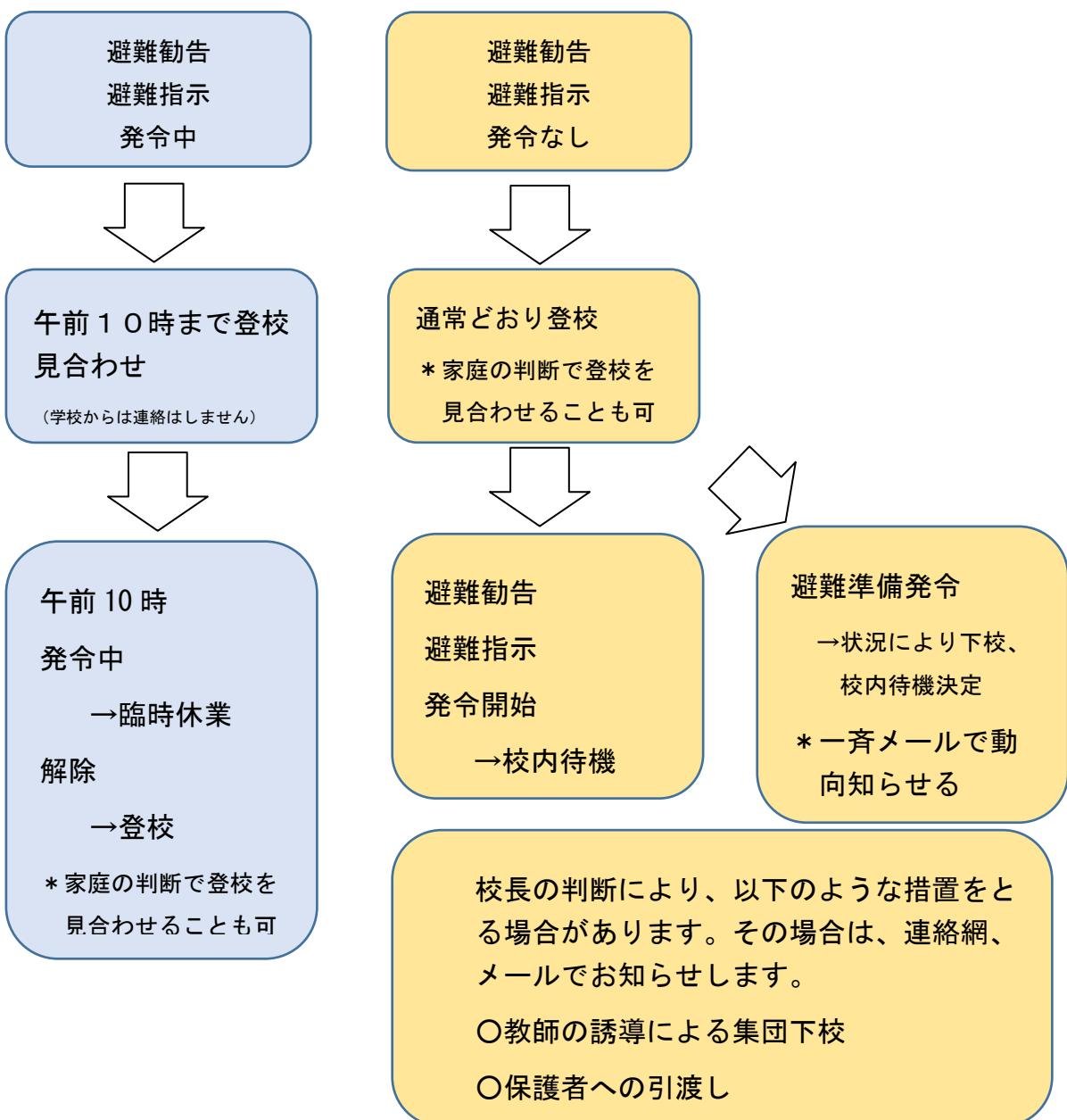
学校概要、危機管理マニュアルをベースに生徒の安全確保から、保護者への引き渡しまでのスムーズな職員の動向を共通理解する目的で、基本対応を以下にまとめる。

事態	職員の行動	主務者	生徒の行動と注意点
水害発生	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の把握 ○状況を一斉メールで送信 	教頭 教務 情報教育係 教頭	<ul style="list-style-type: none"> * 「避難勧告」「避難指示」発令中であり、登校前なら登校見合わせ。発令なしであれば通常通り登校（家庭の判断で登校見合わせ也可） * <u>午前6時時点で「発令中」の場合は、原則として自宅待機。</u> * 登校後であれば、校内待機
生徒の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○登下校途中の場合の負傷者の確認（校外巡視） ○配慮生徒への対応 ○二次災害の防止・対応 	全職員	<ul style="list-style-type: none"> ○高台に逃げる。 ○近隣の民家に助けを求める。 * 校外巡視の教員も安全を確保しながら慎重に行動。
第一次避難場所 <u>（校舎三階）</u> への避難決定と指示	<ul style="list-style-type: none"> ○避難経路の安全確認 ○避難誘導 ○負傷者の手当て ○出席簿の持ち出し * 可能な限り、ハンドマイク、ラジオ、携帯電話、筆記用具、引渡しカード、マニュアル、救急薬品、旗なども持ち出す。 	安全教育係 各学年主任	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導指示を聞きつつ行動し、安全を自分で確認しながら避難行動を開始する。 ○「もおかし」の厳守
第二次避難場所の決定と指示	○「避難準備」から「避難勧告」に切り替わった場合、二次	教頭	<ul style="list-style-type: none"> ○校内 発令継続：避難継続 発令解除：状況により、授

	<p>避難場所への避難指示をだす。</p> <p>* 水害の場合、規定の二次避難場所も使用不可能の場合があるので、実際の状況に合わせて決定する。</p>		<p>業打ち切りで下校、または校内待機。</p> <p>○登校中</p> <p>発令継続：臨時休校 発令解除：登校</p> <p>* 二次避難が妥当かどうかの判断を慎重に行う。（二次災害の防止）</p>
避難後の安全確保	<p>○人員確認</p> <p>○生徒の不安への対処</p> <p>○負傷者の確認と応急処置および関係機関への連絡</p>	<p>担任</p> <p>養護</p>	<p>* 人員確認は担任（学年主任）が生徒の肩をたたきながら確実に行う。</p> <p>* 負傷者のある場合に備えて、養護教諭は救急薬品、携帯電話を持ち出す。</p>
災害対策本部の設置	<p>○生徒の安全確保が整った時点で、以後の対応における役割確認と校長による業務指示を行う。</p>	校長	<p>* 生徒の安全を確保後、次の点を速やかに確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校施設・通学路の点検 2. 二次災害等の情報収集 3. 保護者への周知 4. 状況に応じた外部機関への支援要請。
避難後の対応決定	<p>○生徒の避難後の対応について決定する。</p> <p>○非常食、飲料水、毛布等の手配を進める。</p>	校長	<p>* 生徒の避難後の対応は引渡しカードにしたがって行動をする。</p> <p>* 水害の進行が早い場合、学校内待機を優先する場合がある。その際は、一斉メールで再度、状況を通知する。（送迎保護者の二次災害も起きないよう、判断をすばやく行う。）</p>
保護者への引渡し	<p>○迎えに来た保護者を確認して、生徒を帰宅させる。</p> <p>○水害に関しては、</p>	<p>学年主任 教務</p>	<p>* 避難勧告解除が無い場合は、引渡しは行わない。ただし、保護者の任意で迎えに来たものに関してはその</p>

	引渡し箇所を生徒玄関のみとする。		限りとしない。 * 引渡しカードに記載の受け渡し方法以外はとらない。 * 主務者の確認なく、引渡しを行わない。 * 引渡しができない場合は、避難場所で生徒を保護する。（建造物内は危険）
--	------------------	--	---

災害状況が登校前（午前 7 時以前）に発生した場合



(6)竜巻対応マニュアル

学校概要、危機管理マニュアルをベースに生徒の安全確保から、保護者への引渡しまでのスムーズな職員の動向を共通理解する目的で、基本対応を以下にまとめる。

気象状況・事態	職員の行動	主務者	生徒の行動と注意点
日常的な気象状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の把握と安全管理 キーワード 「雷を伴う…」 「大気の状態が不安定…」 「竜巻などの激しい突風…」 	校長 教頭	<ul style="list-style-type: none"> ○安全学習 * 竜巻に対する理解と校内外における避難推奨箇所、身の安全の守り方を知る学習を年に一度は行う。 (NHK 宇都宮気象局資料参照) * 日ごろより、「110番の家」PTA、地域との連携を図る。
第1行動 竜巻注意情報発令	<ul style="list-style-type: none"> ○第1行動指示（放送、拡声器による） ○情報収集の継続 ○第1行動状況の確認 ○二次災害の防止・対応 	教務 担任 教科担当 全職員	<ul style="list-style-type: none"> * 放送機材が破損の場合は、教頭の指示で職員室にいる教員が避難指示を口頭で伝える。 ○外にいるものは校舎内へ移動する。 ○教室内ではできるだけ中央に寄る。 ○余裕があれば、1F 職員室北側壁面、保健室北側壁面、機具庫前、体育館階段下へ避難する。 * 竜巻の発生なし→注意報解除→教育活動再開
第2行動竜巻発生	○第2行動指示		<ul style="list-style-type: none"> ○第2行動開始 <ul style="list-style-type: none"> ・頑丈なものの下にもぐる ・窓、ドアから離れる ・頭と首を守る（安全行動1・2・3） * 教職員の共通行動 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の避難行動を確認する

			<ul style="list-style-type: none"> ・その場にいる生徒が不意の行動をとらないよう落ち着かせる ・教職員自身も安全行動をとる
第3行動 竜巻通過	<p>第3行動指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○状況確認 ○生徒安否確認 ○負傷者の搬出 ○被害状況により、レスキューの要請 ○出席簿の持ち出し *可能な限り、ハンドマイク、ラジオ、携帯電話、筆記用具、引渡しカード、マニュアル、救急薬品、旗なども持ち出す。 	<p>担任 養護 教頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○崩落物に注意しながら、生徒は第一次避難場所（安全の確認された体育館）に移動 *担任はすばやく人員確保し、教頭に報告 *負傷者の確認と救護 *校長の指揮のもと、今後の対応検討（以後地震と同じように行動） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「先生方は状況を報告してください。生徒はその場に静かに待機下さい。負傷者は申し出なさい。」</p> </div>
第4行動 安全管理 生徒の安全確保が整った時点で、以後の対応における役割確認と校長による業務指示を行う。	<p>第4行動指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○天気予報・雷注意報の確認 キーワード 「雷を伴う」「大気の状態が不安定」 ○通学路の点検 ○保護者への通知 	<p>校長 教頭 学年主任 教務</p>	<ul style="list-style-type: none"> *生徒の安全を確保後、次の点を速やかに確認する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難場所の確保 2. 学校施設・通学路の点検 3. 二次災害等の情報収集 4. 保護者への周知 5. 状況に応じた外部機関への支援要請。
学校再開あるいは保護者への引渡し	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の避難後の対応について決定する。 ○非常食、飲料水、毛布等の手配を進める。 ○一斉メール 	<p>校長 担任以外の職員 教頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> *生徒の避難後の対応について保護者に連絡する。 *雷等の追加の急変に注意 *冬場の場合は暖房の準備を速やかに行う。

保護者への引渡し	○保護者確認後、生徒を帰宅させる。 ○学校の西、南、北にそれぞれ職員を配置し、交通の整理を毅然として進める。	学年主任 教務	* 主務者の確認なく、引渡しを行わない。 * 引渡しができない場合は、避難場所で生徒を保護する。（建造物内は危険）
----------	---	------------	--

もしも登下校中に竜巻・雷等、急変が予想される時は・・・

- * 登下校前に竜巻注意情報が発令された場合は自宅又は学校で待機する。
- * 登下校中に竜巻の発生が予測された場合は、安全な場所へ避難する。
- * 近くの大人に助けを求めることが大切です。
- * 不安でも一度避難した場所からは、確実な安全が確認できない限りは移動しない。
- * 日頃から通学路上の避難できそうな場所を探して頭に入れておく。

通学路途上にある竜巻時の避難推奨場所の一例

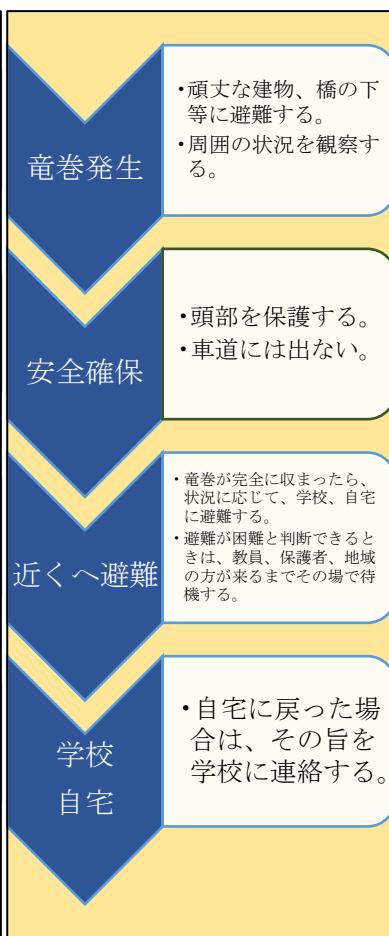
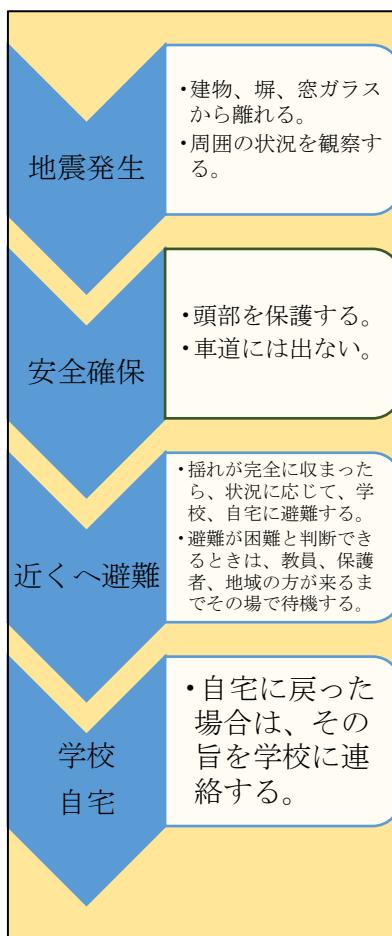
- ・テクノ通りの高架下
- ・各コンビニエンスストア等、店舗の竜巻進行方向とは逆のエリア
- ・冬の農業用水路（夏場は水がなくても危険）
- ・公園のトイレ（個室）
- ・近くの民家
- * コンクリートで囲まれた、窓の少ない建物がベストですが、環境上、できる限り最良な方法、場所を各個人が日頃から考えておいて下さい。

* 生徒アンケートより抜粋

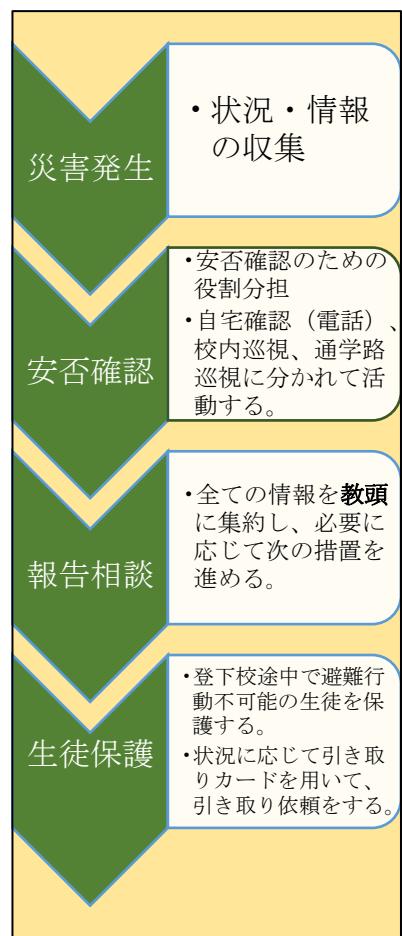
(7) 登下校時の災害マニュアル

学校概要、危機管理マニュアルをベースに生徒の安全確保から、生徒自身が自らの生命を守る最良の手段を用いることができるようになることを目的に、基本対応を以下にまとめる。

生徒の行動



教職員の対応



- * 生徒には日頃から、地震と竜巻の性質（避難方法）の違いを確認しておく。
- * 生徒には日頃から有事の際における連絡先（学校：0285-82-2541、自宅、両親の連絡先、119番、110番）を覚えさせておく。
- * 職員は自己の安全を確保しながらも、生徒の安全を最優先とし行動する。
- * 安否確認、保護は全て教頭の判断・指示を得てから行動し、個人的な判断は一切行わない。
- * 家庭への引き渡しが必要な場合は確認をしっかり行い、確実に行う。

(8) J-アラート発令時の防災マニュアル

内閣官房ホームページ掲載事項をベースに生徒の安全確保から、生徒自身が自らの生命を守る最良の手段を用いることができるようになることを目的に、基本対応を以下にまとめる。

	日本の領土・領海に落下する場合	日本上空を通過、または領海外の海域に落下する場合
弾道ミサイル発射	○放送に注意する。 「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、または地下に避難して下さい。」	同左
避難行動開始	○全員自己判断で避難開始する。 * 基本は、できるだけ頑丈な建物内や地下があれば地下に逃げる。 屋内では窓などから離れた場所とする。 * 屋外において近くに建物がないときは物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。 「直ちに避難。直ちに建物の中、または地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。」	
落下場所についての情報収集、および避難行動の継続に関する判断	○その場で引き続き、J-アラートの放送に注意する。 「ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが〇〇地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。」	○屋内避難が解除となり、活動を再開できる。 「ミサイル通過。ミサイル通過…」 * 不審な物を発見したときには決して近寄らず、消防、あるいは警察に連絡。

* 基本的には直撃の場合、被害を避けることは不可能と思われるが、次の点においてベストを尽くす。

1. 着弾時の爆風、破片の飛散から身を守れる場所を選ぶ。
2. 情報を正確につかめるまでは、避難行動を解除しない。
3. できるだけ低く、身をかがめ頭部と首を守る。